（地方揮発油譲与税法施行規則の一部改正）

第二条　地方揮発油譲与税法施行規則（昭和三十一年総理府令第七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項の表第一項の項中「得た率」の下に「（次項において「特例率」という。）」を加え、同表第二項の項中「、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（以下この項において「特例率」という。）」を「特例率」に、「当該市町村の常住人口」を「常住人口」に、「平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に特例率を乗じて得た人口（以下この項において特定特例人口という。）」を「特例人口」に、「から特定特例人口」を「から特例人口」に改める。

（自動車重量譲与税法施行規則の一部改正）

第三条　自動車重量譲与税法施行規則（昭和四十六年自治省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項の表第六項の項中「得た率」の下に「（次項において「特例率」という。）」を加え、同表第七項の項中「、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（以下この項において「特例率」という。）」を「特例率」に、「当該市町村の常住人口」を「常住人口」に、「平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に特例率を乗じて得た人口（以下この項において特定特例人口という。）」を「特例人口」に、「から特定特例人口」を「から特例人口」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を第一条の三とし、第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（政令第一条第一号及び第二号に規定する総務省令で定める世帯等）

第一条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和四年政令第三百号。次項において「政令」という。）第一条第一号に規定する総務省令で定める世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

一　夫、妻及び二人の子からなる世帯であること。

二　借家に居住する世帯であること。

三　収入のない世帯であること。

2　政令第一条第一号に規定する総務省令で定める率は、次の各号に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分（前年の十二月三十一日における地域の級地区分とする。）に応じ、当該各号に定める率とする。

一　一級地	一・〇
二　二級地	〇・九
三　三級地	〇・八

第四条中「第一条の二」を「第一条の三」に改める。

附則第三条中「第一条」を「第一条の二」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法施行規則第十五条の十五の改正規定並びに同令第三十三号の五様式及び第三十四号様式の改正規定並びに附則第六条第一項の規定　令和五年七月一日

二　第一条中地方税法施行規則第二条の改正規定（同条第二項中「第十条第七項」を「第十条第二十項」に改める部分を除く。）、同令第二条の六の改正規定、同令第九条の二の改正規定（同条第八項第一号イに係る部分、同項第二号中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分、同条第九項、第十一項第一号イ及び第十二項第一号イに係る部分、同条第十三項第一号イ中「第四十一条第一項第三号イの表の⑵又は⑶」に改める部分、同条第十六項第一号イ、第十七項第一号イ、第十八項及び第二十項第一号イに係る部分、同条第三十四項の表第八項第二号の項中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分並びに同条第三十七項の表第八項第二号の項中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分を除く。）、同令第九条の四の改正規定（同条第一項第一号イ、第二項第一号イ及び第三項第一号イに係る部分、同条第四項第一号イ中「第四十一条第一項第三号イの表の⑵又は⑶」に改める部分並びに第六項第一号イ、第七項第一号イ、第八項第一号イ、第十四項第一号イ、第十七項第一号イ及び第十八項第一号イに係る部分を除く。）、同令第九条の四の改正規定（同条第五項第一号イに係る部分、同項第二号中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分、同条第六項及び第八項第一号イに係る部分、同条第十二項の表第五項第二号の項中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分並びに同条第十五項中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分を除く。）、同令第十五条の十一の改正規定（同条第一項第一号イ、第二項第一号イに係る部分を除く。）、同令第二十五条及び第二十七条の改正規定並びに同令附則第二十条の改正規定並びに同令第一号の三様式、第二号様式、第三号様式、同様式別表、第四号様式、第十八号様式記載要領2並びに第十九号様式及び同様式記載要領1の改正規定並びに第四条の規定並びに次条第二項及び附則第七条の規定　令和六年一月一日

三　第一条中地方税法施行規則第二条の二から第二条の三の四まで及び第十五条の改正規定並びに同令第十五条の六の四を同令第十五条の六の五とし、同令第十五条の六の三を同令第十五条の六の四とし、同令第十五条の六の二を同令第十五条の六の三とし、同令第十五条の六の次に一条を加える改正規定　令和七年一月一日

四　第一条中地方税法施行規則附則第四条の七第十二項の改正規定並びに同令第十六号の十三様式の備考の表及び第十六号の三十の二様式の改正規定　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

五　第一条中地方税法施行規則第十六条の二十二の二第四項第五号イの改正規定　宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行の日

六　第一条中地方税法施行規則附則第六条に七項を加える改正規定（同条第八十八項から第九十一項までに係る部分に限る。）　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

七　第一条中地方税法施行規則第二十四条の四十の改正規定（同条の見出しを改める部分、同条第三項中「特定地方税関係通知（」を「特定地方税関係通知等（」に、「特定地方税関係通知をいう」を「特定地方税関係通知等をいう」に改める部分及び同項第一号イ中「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改める部分に限る。）　所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第一条の十六第四項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法施行規則第一条の十六第一項に規定する指定を受けようとする都道府県、市町村又は特別区が同項に規定する申出書等を提出する場合について適用する。